

道路位置指定申請の手数料について

佐賀県県土整備部建築住宅課

佐賀県の建築基準法施行条例を改正し(令和6年(2024年)3月26日公布)、
下記のとおり手数料の徴収を行うこととしましたのでお知らせします。
申請の際にはご注意ください。

記

道路の位置の指定(指定の変更または廃止を含む)に係る申請手数料
手数料: 50,000円
令和6年(2024年)7月1日申請分から手数料がかかります。

なお、道路位置指定の申請には土木事務所建築担当者と事前協議が必要ですのでご注意ください。

問い合わせ先: 佐賀県県土整備部 建築住宅課
建築指導担当
TEL: 0952-25-7165
FAX: 0952-25-7316